公　示　日：2023年7月12日（水）
調達管理番号：23a00364
国　　名：ガーナ
担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム
調達件名：ガーナ国住血吸虫症の撲滅に向けた北里創薬の流行地実装に関する研究開発（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：評価分析
（２）格　付　　：3号～4号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2023年8月下旬から2023年10月下旬
（２）業務人月：現地　0.77、国内　0.50、合計　1.27
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）見積書提出部数：1部
（３）提出期限：2023年7月26日（水）（12時まで）
（４）提出方法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 8 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて ｜ JICA について - JICA）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評 価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者 に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：黄熱

入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ガーナでは、日本の全国土面積を上回る流域面積をもつボルタ川流域を中心として住血吸虫症が流行しており、ボルタ湖畔の多くの地域で 80～90%という高い有病率を記録している。同様に、ボルタ川の河口付近では、マンソン住血吸虫の感染率が 76.2%、ビルハルツ住血吸虫の感染率が 6.3%であり、公衆衛生上の脅威となっている。ガーナ政府は、顧みられない熱帯病に関する国家戦略に住血吸虫症対策を取り入れ、学齢期とリスクの高い成人に対して集団薬物投与（MDA）を行っている。一方で、ガーナ政府は、住血吸虫症の制圧にあたり多数の課題に直面している。このような状況の中で、ガーナ政府は、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を我が国に要請し、並行して北里研究所より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に対し、研究申請が行われた。本協力は、革新的な住血吸虫症対策に係る統合的研究開発を行い、ガーナ国のボルタ川流域を中心に試験的な住血吸虫の制圧・排除に向けた統合的な介入戦略を構築することを目的とするものである。

本業務は、当該プロジェクトの詳細計画策定調査を実施し、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（Minutes of Meetings。以下、「M/M」）締結を行うとともに、必要な情報を収集・分析し、本プロジェクトの事前評価、環境社会に影響を与えうる項目の確認を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSプロジェクトの仕組み及び手続き、趣旨、目的を十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、JICA事業評価ガイドライン（第２版）を参考に、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理・分析するとともに、評価分析

に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 8 月下旬～2023 年 9 月上旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。

③ ガーナ側のカウンターパート機関、関係機関や他ドナーに対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）の取りまとめに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAガーナ事務所を通じて、先方関係機関へ配布する。

④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(英文･和文)､PO （Plan of Operations）案（英文・和文）を検討する。

⑤ 他ドナー（世界保健機関等）が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。

⑥ 日本側研究実施機関（学校法人北里研究所）へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。

⑦ 調査団内の打合せ、調査団とガーナ側との協議、対処方針会議等に出席する。

（２）現地業務期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬）

① JICAガーナ事務所等との打合せに参加する。

② ガーナ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。

③ 事前に配布した質問票への回答回収、関係者へのインタビューや上記②を通じ、主に以下の情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析した上で、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおける両国のカウンターパートの役割と連携の検討においてJICA団員に協力する。

ア）要請背景・内容

イ）ガーナの開発計画・政策・制度における本プロジェクトの位置付け

ウ）住血吸虫症対策における研究･開発動向とその成果の社会実装への取組み

エ）ガーナ側関連組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

オ）ガーナにおける住血吸虫症のサーベイランス、検査室実施能力の現状

カ）関連ガイドラインやマニュアルの整備状況

キ）本プロジェクトに関連する他ドナー・機関（米国疾病管理予防センター、国際保健機関、NGO等）の援助動向

④調査団及びガーナ側関係機関との協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（英文）の作成に協力する。

⑤ガーナ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦現地調査結果をJICAガーナ事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 10 月上旬～2023 年 10 月下旬）

① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

8.　報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）　業務完了報告書

2023 年 10 月 13 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

①　事業事前評価表（案）（和文）

②　担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「Ｘ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔アジスアベバ/ドバイ⇔アクラ（ガーナ）を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 2 日～2023 年 9 月 24 日を予定しています。実際の日程は前後する可能性があります。契約締結後のフライト確定前には、

必ず担当者に相談をして下さい。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）総括（JICA）

イ）研究総括（研究者代表：学校法人北里研究所）

ウ）協力企画（JICA）

エ）評価分析（本業務従事者）

この他に学校法人北里研究所から研究総括支援複数名、AMED から研究主幹 2 名が参加予定。

③ 便宜供与内容

JICA ガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア）空港送迎：あり

イ）宿舎手配：あり

ウ）車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ）通訳傭上：なし

オ）現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ）執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、ご希望の方は（hmge1@jica.go.jp）宛に、メールをお送りください。

・要請書

② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

https://www.jica.go.jp/press/2023/ve9qi8000000gmoo-att/gaiyo.pdf

・本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上